

---

---

海 陽 町

第 5 期 障がい福祉計画

第 1 期 障がい児福祉計画

---

---

平成 30 年 4 月

海 陽 町

---

#### 「障がい」の表記について

本計画においては、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記します。これは、障がいのある人のほとんどは、「障がい」が本人の意志でない生来のもの、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに少しでも不快感を与えないよう、また人権尊重の観点からも好ましくないという考え方に基づいています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字で表記します。このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表記となっています。

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって -----	1 -
第1節 計画策定の背景 -----	1 -
第2節 第5期計画における国の基本指針 -----	2 -
第3節 計画の位置づけ -----	3 -
第4節 計画の期間 -----	3 -
第2章 計画の基本方向 -----	4 -
第1節 計画の基本理念 -----	4 -
第2節 障がい福祉サービス基盤整備の方針 -----	5 -
第3章 障がい福祉計画 -----	6 -
第1節 第5期計画における成果目標 -----	6 -
第2節 障がい福祉サービスの見込み量 -----	9 -
第3節 地域生活支援事業の見込み量 -----	14 -
第4章 障がい児福祉計画 -----	22 -
第1節 第1期計画における成果目標 -----	22 -
第2節 障がい児福祉サービスの見込み量 -----	24 -
第5章 計画の推進に向けて -----	26 -
資料編	
海陽町 障がい者（児）福祉に関するアンケート結果	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」の批准に向け、障がい者制度の集中的な改革を行うため、これまでに様々な国内法の整備が進められてきました。

平成23年の「障害者基本法」の大幅な改正により、障がい者の定義が見直されたほか、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定や、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正など、共生社会の実現に向けた障がい者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での障がい者施策が推進されています。

さらには、「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加への支援の拡充などが示されています。

障がい福祉サービスの分野では、平成15年度から従来の「措置制度」から「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになりました。しかし制度導入後に、サービス利用者の増大や障がい種別間の格差など、新たな課題が生じたため、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」へと改正され、「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病などが追加されるなど、障がい者に対する支援の拡充などの改正が行われました。

さらに、平成30年4月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がい者の就労支援や地域で安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が高まっています。

海陽町（以下、本町）では、平成18年3月に「海陽町第1期障害福祉計画」を策定し、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も国の障がい者施策の制度改革などを経ながら、平成27年3月に「海陽町第4期障がい福祉計画」を策定しました。この度、「海陽町第4期障がい福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、国の制度改正等や本町の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「海陽町第5期障がい福祉計画」（以下、本計画）を策定することとしました。なお、本計画では「海陽町第1期障がい児福祉計画」も一体的に策定しています。

## 第2節 第5期計画における国の基本指針

国においては、第5期障がい福祉計画の策定に向けて以下のように基本指針が改訂されました。

### 1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

### 2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

### 3) 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

### 4) 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

### 5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

### 6) 発達障がい者支援の一層の充実

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## 第3節 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するもので、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児通所支援、障害児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

- 「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

- 「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条の規定に基づき、障害児福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

### (2) 各種計画との関係

本計画は、本町で策定している「海陽町障がい者計画」と相互性が保たれたものとし、上位計画である「海陽町総合計画」「海陽町地域福祉計画」をはじめ、本町の福祉関連計画（「海陽町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「海陽町子ども・子育て支援計画」等）、その他計画とも整合性を図ります。

## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度の3か年とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障がい 福祉計画		第4期			第5期	
障がい児 福祉計画					第1期	

## 第2章 計画の基本方向

### 第1節 計画の基本理念

本計画は、「海陽町障がい者計画」と整合を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の理念に基づき計画の推進を図ります。そのため、「海陽町障がい者計画」の基本理念を継承し、計画の推進を図ります。

#### ・海陽町障がい者計画の基本理念

##### *『ともに暮らしを支えあう 自分らしい暮らしをかなえるまちへ』*

障がいのある人々の暮らしは、障害者総合支援法が施行されたことによって、「自立」と「社会参加」を目指し、新たな方向へと進むこととなりました。

これからの障がい者福祉は、\*ノーマライゼーションと\*リハビリテーションの考えの下、障がいのある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」「自己決定」が最大限に尊重され、能力や個性を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会環境づくりが求められています。

本町では「海陽町総合計画」において、「障がい者が地域で安心して生活するためには、保健、医療や保育・教育、就労、生活支援などの様々な生活基盤の充実が必要です。総合的かつ専門的な相談体制づくりや障がいを持つ子どもを支援する体制、障がい者の就労や社会参加を支援する施策を展開します。」と、めざす方向性を記しています。

地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障がいへの理解と支えあいの町民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を目指します。

#### \*ノーマライゼーション

障がい者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受し、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

#### \*リハビリテーション

障がい者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

## 第2節 障がい福祉サービス基盤整備の方針

障がい福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどの施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

### (1) 安心して地域生活を送るための支援

- ◆障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、利用者のニーズの把握に努め、相談支援体制の強化や、障がい福祉サービスの充実、各サービスに関する周知・わかりやすい情報提供に努めます。
- ◆障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、住民の理解と協力を得られるような相互理解や啓発活動、権利擁護の推進、意思疎通支援の向上に取り組めます。

### (2) 障がいのある人の社会参加の促進

- ◆一人ひとりの適性と能力に応じて、可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。
- ◆障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、移動支援の充実などに取り組めます。

### (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

- ◆障がいのある子どもの成長を支えていくために、保健・医療・福祉・教育、就労などの連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。
- ◆障がいのある人やその家族の高齢化に対応できるよう、高齢者福祉・介護分野との情報共有や連携を図ります。

# 第3章 障がい福祉計画

## 第1節 第5期計画における成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活移行者数

地域生活移行者数については、平成28年度末時点での施設入所者数は35人となっています。

地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障がい者がおられることに鑑み、町としては、国指針に基づく成果目標については、達成が極めて困難であると考えます。

よって、第5期計画における本町の目標値については現状を勘案し、施設入所者の地域生活への移行者数については1人、施設入所者数については34人として設定します。

	説明	数値
基準値	平成28年度末施設入所者数	35人
目標値	①施設入所者の地域生活移行者数 (平成32年度末)	1人
目標値	②施設入所者数(平成32年度末)	34人

国の基本指針	●地域移行者数：平成28年度末施設入所者の <b>9%以上</b> ●施設入所者数：平成28年度末の <b>2%以上削減</b>
--------	---

### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの協議の場については、障害者自立支援協議会などを活用しながら、各関係機関との連携を強化します。

	説明	数値
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域・各市町村)を設置
--------	----------------------------------

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、整備方法や拠点が備える機能について、町及び圏域の状況を踏まえ検討します。

	説明	数値
目標値	平成 32 年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1 箇所

国の基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
--------	-----------------------

### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

#### ① 一般就労への移行者数

	説明	数値
基準値	平成 28 年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	0 人
目標値	平成 32 年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	1 人

国の基本指針	●一般就労への移行者数：平成 28 年度の 1.5 倍
--------	-----------------------------

#### ② 就労移行支援事業利用者数

	説明	数値
基準値	平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	4 人
目標値	平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数	6 人

国の基本指針	●就労移行支援事業利用者：平成 28 年度の 2 割増
--------	-----------------------------

③ 移行率 3 割以上の就労移行支援事業所

	説 明	数 値
基準値	平成 32 年度末時点で就労移行支援を行う事業所 数見込み	0 箇所
目標値	平成 32 年度末時点で就労移行率が 3 割以上の 事業所数	0 箇所

国の 基本指針	●移行率 3 割以上の就労移行支援事業所：5 割以上	
------------	----------------------------	--

④ 就労定着支援事業の 1 年後定着率

	説 明	数 値
目標値	就労定着支援利用者の支援開始 1 年後の職場定 着率（各年度）	80%

国の 基本指針	●就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上	
------------	--------------------------	--

## 第2節 障がい福祉サービスの見込み量

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から平成32年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点から利用ニーズに応じたサービス量の確保が重要となるため、サービス提供事業者との連携を図り、必要な体制の確保に努めます。

また、利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないよう柔軟なサービス提供の実施に努めます。

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度 (見込み)	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
訪問系 サービス	人/月	12	12	12	21	21	21
	時間/月	112	127	134	252	252	252

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となるとともに、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することが可能であるなど、多様な利用ニーズへの対応が必要となります。サービス提供基盤については、近隣自治体との連携も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

また、利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないよう柔軟なサービス提供の実施に努めます。

### ■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等をします。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自立訓練 (生活訓練)	知的または精神に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。

■ サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
生活介護	人/月	42	42	42	42	42	42
	人日/月	856	870	860	924	924	924
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人/月	5	6	4	4	4	4
	人日/月	90	89	83	88	88	88
就労継続支援 A型	人/月	1	1	1	1	2	3
	人日/月	18	19	19	22	44	66
就労継続支援 B型	人/月	10	11	10	10	10	10
	人日/月	210	188	190	220	220	220
就労定着支援	人/月				0	0	0
療養介護	人/月	7	6	6	6	6	6
短期入所	人/月	67	51	41	273	273	273
	人日/月	4	4	4	21	21	21

### (3) 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行を進めるために、国による共同生活援助（グループホーム）等新設のための整備補助制度活用のための情報提供等に努めるとともに、近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制の確保を図ります。

また、利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないよう柔軟なサービス提供の実施に努めます。

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助をします。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。

#### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
自立生活援助	人/月				0	0	0
共同生活援助	人/月	14	14	14	14	14	14
施設入所支援	人/月	34	35	35	35	35	35

## (4) 相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する障がい者等について、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。また、地域移行支援や地域定着支援については、施設等から地域へ移行を進めるために必要なサービスであることから、相談支援事業を実施する相談支援事業所やサービス事業者と連携して、支援に必要な体制を確保します。

また、利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい者が困ることのないよう柔軟なサービス提供の実施に努めます。

### ■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援をします。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援をします。

### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
計画相談支援	人/月	86	87	88	88	88	89
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

## 第3節 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように市町村を中心として実施する事業です。

事業については必須事業と任意事業に区分されており、これまでの実績や各サービスのニーズ等を踏まえ、必須事業で未実施の事業については実施を検討するとともに、任意事業についても必要性等が高い事業については実施を検討していきます。

また、身近な地域でサービスが受けられるよう、近隣町との広域実施、相談支援事業所・サービス提供事業者等との連携による圏域でのサービス提供体制の確保・充実に努めます。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

##### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度 (見込み)	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

#### ② 自発的活動支援事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

##### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度 (見込み)	平成30 (2018)年度	平成31 (2019)年度	平成32 (2020)年度
自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

### ③ 相談支援事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行や地域における生活を支援する事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを行う事業です。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う事業です。
地域自立支援協議会	障害者相談支援事業を効果的に実施するために、3 障がいに対応した地域自立支援協議会を海部郡 3 町で共同設置し、関係機関とのネットワーク化を図ります。

#### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
障害者相談支援事業	実施 か所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う事業です。

##### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
成年後見制度 利用支援事業	件	0	1	1	1	2	2

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

##### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	件	0	1	1	1	1	1

## ⑥ 意思疎通支援事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置をはじめ、手話通訳者・要約筆記者等を派遣することで社会参加の促進を行います。海部郡3町による共同事業として実施し、登録者の直接派遣、又はとくしまノーマライゼーション促進協会の協力のもと支援を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、音声言語機能障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を設置し、意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者の派遣調整、関係機関との連絡調整を行います。海部郡3町による共同事業として実施します。

### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用人数	102	104	104	105	105	105
手話通訳者設置事業	設置数	0	0	0	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

■サービスの概要

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度 (見込み)	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度
介護・訓練支援用具	件	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	0	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	件	389	437	450	450	450	450
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	3	3	3	3	3

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	16	3	10	10	10	10

## ⑨ 移動支援事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う事業です。

### ■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
移動支援事業 個別型	人/月	2	2	3	3	3	3
	時間/年	50	39	60	60	60	60

⑩ 地域活動支援センター事業

■サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
地域活動支援 センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	18	19	20	20	20	20

## (2) 任意事業

本町では、現在、以下の事業を実施していますが、利用者のニーズに応じて、必要性の高い事業については、実施を検討していきます。

### ■サービスの概要

区分	サービス名	内容
日常生活支援	福祉ホームの運営事業	家庭環境や住宅事情等の理由で、家族との同居や住居の確保が困難な障がいのある人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金で居室やその他施設を提供します。
	生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練や指導等を行います。
	日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
	巡回支援専門員整備事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
社会参加支援	レクリエーション活動支援事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等の充実を図り、障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会などを開催する支援を行います。
	点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、町の広報、各種障がい者関係事業の紹介、生活情報等を定期的又は必要に応じて提供します。
	奉仕員養成研修事業	点訳又は音声訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、音声訳奉仕員等を養成研修し、視覚障がい者等との交流活動の促進を図ります。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

# 第4章 障がい児福祉計画

## 第1節 第1期計画における成果目標

### (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

#### ① 児童発達支援センターの設置

	説明	数値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	1箇所

国の基本指針	●平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置
--------	--

#### ② 保育所等訪問支援の利用体制整備

	説明	数値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	1箇所

国の基本指針	●平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
--------	---

### (2) 医療的ニーズへの対応

#### ① 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	説明	数値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所

国の基本指針	●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保
--------	---

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	説明	数 値
目標値	関係機関による連携・協議の場の設置	1箇所

国の基本指針	●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）
--------	--

## 第2節 障がい児福祉サービスの見込み量

訪問系サービスをはじめ、障がい児・障がい者で共通する障害者総合支援法のサービスについては、第3章の障がい福祉計画の障がい児が含まれています。

ここでは児童福祉法の障がい児福祉サービスの平成30年度から平成32年度までの各年度におけるサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

### (1) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等の推進

障がい児に対する支援については、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援（児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）と障がい児相談支援が実施されています。

本町では、これまでに実施してきた事業の実績や各サービスに対するニーズ等を踏まえ、身近な地域で支援が受けられるよう、近隣市町、相談支援事業所、サービス提供事業者等との連携による圏域でのサービス提供体制の確保を図ります。

また、利用希望者が計画値を上回る場合は、障がい児及びその保護者が困ることのないよう柔軟なサービス提供の実施に努めます。

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う事業です。
医療型 児童発達支援	医療的支援の必要な障がい児に、理学療法等の機能訓練を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う事業です。
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う事業です。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所を提供する事業です。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う事業です。
障がい児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、ある一定期間ごとに適切なサービス利用が継続するための見直しを行う事業です。

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する等の役割を担うコーディネーターを配置します。

■サービス量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度 (見込み)	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	平成 32 (2020)年度
児童発達支援	人/月	0	1	1	1	2	3
	人日/月	0	4	4	5	10	15
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイ サービス	人/月	1	2	2	2	3	4
	人日/月	1	7	6	11	18	24
保育所等訪問 支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談 支援	人/月	2	3	3	3	5	7
コーディネー ターの設置	設置数	0	0	0	0	0	0

## 第5章 計画の推進に向けて

---

### (1) 庁内連携体制の整備

庁内においては、関係各課による情報共有や協議の場を設け、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握を行い、円滑な計画の推進を図っていきます。

### (2) 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体等の地域組織、サービス提供事業者等の社会福祉関係者、教育機関、保健・医療機関等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

### (3) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図っていきます。

### (4) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画策定—推進—評価—見直し）のサイクルを障がい者福祉に導入するように示されています。

そのため、本計画も各施策の実施状況等について、進捗管理を行っていきます。

# 資料編

---

---

海陽町 障がい者(児)福祉に関するアンケート結果





海 陽 町

第 5 期 障がい福祉計画

第 1 期 障がい児福祉計画

---

平成 3 0 年 4 月 発行

発行者 海陽町 福祉課

〒775-0395

徳島県海部郡海陽町奥浦字新町 44 番地

電話 : 0884-73-4313 FAX : 0884-73-3880

ホームページ <http://www.town.kaiyo.lg.jp/>